

件名	愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の平成 24 年度予算により、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により行う事業の実施期間の 1 年延長が予定されていることに伴い、基金の設置期間を延長するための改正

附則第 2 項の改正

この条例は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1 条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年 12 月 31 日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

平成 25 年 3 月 31 日

施行日 公布の日

【その他参考事項】

基金事業の内容

- 1 事業実施主体 県、市町
- 2 事業実施期間 平成 21 年度～24 年度
- 3 事業内容（負担割合 国 10/10）

事業メニュー	実施主体	備考
介護基盤緊急整備等事業		
介護基盤の緊急整備特別対策事業	市町	介護基盤緊急整備等臨時特例交付金による
既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業	県・市町	
介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る市町追加補助事業	市町	地域活性化・公共投資臨時交付金による
介護支援体制緊急整備等事業		
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	市町	介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金による
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業	県・市町	
特別養護老人ホーム等の整備促進	市町	
地域支え合い体制づくり事業	市町	

4 基金の額

(単位; 千円)

	増加			減少		残額
	積立		利子	取崩し		
平成 21 年度末	4,404,590		906,334	5,072	86,874	5,229,122
平成 22 年度末	360,000	987,782		11,980	2,070,539	4,518,345
平成 23 年度末				(8,516)	(2,223,565)	(2,303,296)
平成 24 年度末				(4,607)	(789,813)	(1,518,090)

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金

()内は見込み

介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金

地域活性化・公共投資臨時交付金